

北海道自治体病院協議会 放射線部会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、北海道自治体病院協議会放射線部会（以下「部会」という。）とする。

(目 的)

第2条 部会は、北海道自治体病院協議会（以下「協議会」という。）規約に基づき、放射線業務に関する事項について、調査研究および放射線部門に勤務する職員の資質を高める諸事業を行い、もって、病院運営の発展向上に資することを目的とする。更に北海道の自治体病院の放射線部門における当面する課題について適宜検討を行う。

(事 業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、部会総会にて毎年度事業計画を定め、これを行う。

(事務局)

第4条 部会は、事務局を部会長又は副部会長の所属する病院内におく。

(会 員)

第5条 部会の会員は協議会会員病院の放射線部門の技師とする。

2 部会の幹事会で承認された退職会員（協議会会員病院に永年勤務し退職した技師）および協賛会員（放射線業務の発展に貢献している企業等の社員）は、研修会等（部会総会は除く）に参加を認める。

(役 員)

第6条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

2 部会長・副部会長は総会で会員のうちからこれを選任する。

3 幹事は部会長が会員の中から任命する。

4 部会長は部会を統括し、副部会長はこれを補佐する。

5 幹事は会務を行う。

6 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 会議は、毎年度総会・幹事会を開催し、臨時幹事会等は必要によりこれを開催する。

2 会議の招集は、部会長が行う。

3 総会の議決は、出席者の過半数以上とし同数の場合は議長がこれを決める。

4 幹事会は部会長、副部会長および幹事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画

(3) 道会長より指示または諮問された事項

(4) その他部会長の附議した事項

5 幹事会の議長は、部会長をもってこれにあてる。

6 部会長は会議の決定事項について道会長に報告しなければならない。

(経 費)

第8条 部会運営に必要な経費は、北海道自治体病院協議会の毎年度定める部会会計予算をもって充てる。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、部会の総会の承認を得なければならない。

補 則

(委 任)

第10条 この会則の定めるもののほか部会の運営に必要な事項は、幹事会の議決を経て部会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成25年3月9日から施行する。